

みんなで盛り上げよう！

「肥前やきもの圏」企画提案事業【募集要項】

1. 事業の趣旨

「肥前窯業圏」活性化推進協議会（以下、「協議会」）では、平成28年4月に日本遺産に認定された「肥前やきもの圏」について、各地域のやきもの文化に関わる様々な魅力について、情報発信、観光コンテンツの開発等による誘客を図り、文化ツーリズムの促進による地域活性化に取り組んでいます。

本事業は、協議会との共催により「肥前やきもの圏」の魅力発信に取り組んでいただく企業、事業者、個人の方々及び事業プランを募集するものです。

「窯業」や「やきもの（陶磁器）」をはじめとする圏域内の地域資源を活用した新しい取組に挑戦したい人を応援する仕組みとして、事業プランの審査に通過した事業実施者（採択者）の事業費について、対象経費の2/3以内（上限150万円）を協議会より交付します。

「肥前やきもの圏」の認知度を高め、圏域への交流人口を拡大させる事業プランを御提案ください。

- ◆主催：「肥前窯業圏」活性化推進協議会
- ◆事務局：佐賀県文化・スポーツ交流局文化課
長崎県県北振興局商工観光課



2. 募集概要

(1) 募集する事業プラン

① 文化ツーリズム関連事業

「肥前やきもの圏」の文化、歴史、食、自然の体感事業、またはこれらの要素を複合的に組み合わせ、交流人口の拡大や消費者又は旅行市場における「肥前やきもの圏」の興味関心、認知度の向上に資する事業

② 「肥前やきもの圏」ブランド商品開発事業

「肥前やきもの圏」のストーリーを活用した器のほか、雑貨、日用品、装飾品、美容・ファッション用品など、「肥前やきもの圏」のブランド形成となるものづくりを行う事業

(2) 交付金について

事業プランは協議会と共催するものとし、協議会より対象経費について、事業費として交付します。

◆交付額：対象経費（事業費）の2/3以内

◆限度額：150万円

(3) 募集件数 3～4件

(4) 応募条件

事業プランに本気で取り組むという熱意のある方であれば、圏域内外を問わず、また、企業、団体、個人など組織の法的な形態を問わず応募可能です。ただし、以下の条件を全て満たす方に限ります。

- 1) 企業、事業者の場合は、主たる事業所等または本店等が日本国内に実在すること。
- 2) 協議会の事業目的に賛同する者であること。
- 3) 過去、同様の事業を実施した実績を有していること、または、事業の目的達成のために必要な企画立案・製作（制作）に関して、ノウハウや技術を有していること。
- 4) 協議会側からの緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できること。
- 5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始または民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 7) 国及び地方自治体の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
- 8) 税の滞納がないこと。
- 9) 応募日の6か月前から応募日までの間、金融機関において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- 10) 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと。及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ. 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ. 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ. 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供したり、便宜を供与する等直接的に、あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力したり、関与している者

- カ. 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ. 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(5) 事業プラン応募期間

令和2年9月9日(水)～令和2年9月25日(金)

3. 事業プラン応募方法

(1) 提出書類

- ①共催事業計画書(様式1)
- ②申請前確認書(様式2)
- ③収支予算書(様式3)
- ④応募者の会社・概要(任意様式)
- ⑤その他、企画書、関連資料(提出は任意)

※「①共催事業計画書(様式1)」、「②申請前確認書(様式2)」、「③収支予算書」の各書類は、「肥前やきもの圏」公式WEBサイト(<https://hizen400.jp>)からダウンロードください。

【応募書類提出にあたっての留意事項】

※提出いただいた応募書類は、返却いたしません。

※特許・実用新案権等知的財産及び営業秘密や事業展開のノウハウなどの情報の法的保護については、応募者の責任において対策を講じられた上で、一般に公表しても差し支えない内容での記述をお願いいたします。協議会では、本件に関して、いかなる責任を負わないものとします。

※協議会が選考途中で知り得た応募者が対外公表されていない情報等は、協議会は公表いたしません。

※応募書類により委託先及び協議会が取得した個人情報については、以下の利用目的以外には利用いたしません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

* 事業における事業実施者委託先の審査・選考・事業管理への利用

* 採択後の事務連絡、資料送付、効果分析への利用

* 応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データ作成への利用

※収支予算書の記載内容に不明瞭な点がある場合は見積書の提出が必要となる場合があります。

※企画書の作成及び応募に関する経費については、応募者の負担といたします。

(2) 提出先

応募書類は、以下にメールか郵送でご提出ください。

◆メール：culture_art@pref.saga.lg.jp

※件名に「肥前やきもの圏共催事業プラン／（応募者名）」を記載ください。送信後、3日を経過しても協議会事務局より何も連絡が無い場合は、誠にお手数ですが、事務局【TEL：0952-25-7236／佐賀県文化課】にお電話ください。（平日：8:30～17:15）

◆郵送：〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

「肥前窯業圏」活性化推進協議会事務局（佐賀県文化課内） 宛て

※郵送の場合は、簡易書留でお送りください。

(3) 提出期限

令和2年9月25日（金）17:00まで（必着）

(4) 応募に関するお問い合わせ先

◆メール：culture_art@pref.saga.lg.jp

◆電話：0952-25-7236（平日：8:30～17:15）

4. 事業プランの選考・採択について

応募書類の書面審査を経て、事業実施者（採択者）を決定いたします。

事業プランの審査にあたっては、評価基準（別添2）を基に、選考を行います。

また、評価の際は、「広域性（地域連携）」「新規性」「継続性」について重点的に審査を行います。

◆選考スケジュール

◎事業プランの公募【9/9（水）～9/25（金）】



◎応募プランの審査【9月下旬】



◎審査結果の通知【10月上旬】

◆審査結果の通知について

令和2年10月中旬に「肥前やきもの圏」公式WEBサイトにおいて、事業実施者（採

択者)の公表をいたします。また、審査結果は、応募いただいた全ての方に対して、文書でお知らせいたします。

※審査の結果、事業費について申請額と決定額が異なる場合があります。

※応募者多数の場合は、交付金50万円以上の事業プランについては、プレゼンテーション、またはヒアリング等を行う場合があります。

プレゼンテーション実施の場合、参加できない場合は、選考の対象になりませんので、日程を確保ください。

※審査の経過・結果に関するお問い合わせには、一切応じないものとします。

5. 交付金のお支払いについて

交付金は、事業プランの実施及び対象経費の支払いが完了しており、「事業実施スケジュール」、「事業実施実績報告書」「事業実施収支報告書」及び添付資料等を協議会へ提出いただき（令和3年2月26日（金）締切）、協議会による完了検査を受けた後、「交付金請求書」をご提出後のお支払いとなります。

※詳細については、【事業プラン実施要領】をご覧ください。